

高岡市DV対策基本計画（第2次）の取組みについて

基本目標Ⅰ	暴力を生み出さない意識づくりの推進	・・・	1 頁
	【今後の取り組み1】市民への啓発活動の推進★		
	【今後の取り組み2】若い世代への啓発★		
基本目標Ⅱ	身近で安心して相談できる体制の整備	・・・	2～4 頁
	【今後の取り組み3】配偶者暴力相談支援センターの機能の充実		
	【今後の取り組み4】相談体制の充実★		
	【今後の取り組み5】職務関係者等の能力向上への取り組みの強化		
	【今後の取り組み6】早期発見のための関係者への周知		
	【今後の取り組み7】高齢者・障がい者・外国人等への支援の充実		
基本目標Ⅲ	安全体制の充実	・・・	5 頁
	【今後の取り組み8】緊急時の安全確保★		
	【今後の取り組み9】被害者等に関する情報保護		
基本目標Ⅳ	被害者の自立を支援する体制の強化	・・・	6～7 頁
	【今後の取り組み10】被害者に対する適切な情報提供及び支援の充実★		
	【今後の取り組み11】生活再建に向けた支援		
	【今後の取り組み12】子どもに対する支援		
	【今後の取り組み13】心身の健康回復に向けた支援		
基本目標Ⅴ	暴力を許さない高岡ネットワーク	・・・	8 頁
	【今後の取り組み14】計画の推進・関係機関の連携協力体制の強化		
	【今後の取り組み15】民間支援団体との連携強化、支援★		
	【今後の取り組み16】苦情に対する適切な対応		

★は、重点的な取り組み

令和4年9月

高岡市生活環境文化部男女平等・共同参画課

高岡市DV対策基本計画の取組について

基本目標Ⅰ 暴力を生み出さない意識づくりの推進

今後の取り組み 1 市民への啓発活動の推進 ★

取組内容		担当部署	令和3年度取り組み ※〔 〕はR2数値	評価・課題	令和4年度取り組み予定（基本計画（第3次）初年度	取組状況
◆ 啓発活動の充実	(1) DV予防啓発講座の実施 ・ DVの特徴や影響など正しい理解を深めていくための講座や出前講座を実施します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 「DV予防啓発講座」の開催 ・ 地域でのDV予防啓発に関する出前講座の開催	令和3年度はDV予防啓発講座や出前講座の開催ができなかったので、地域等に働きかけ、今後は、地域住民が集まる機会等で開催できるように努める。	○ 「DV予防啓発講座」の実施 ・ 富山県男女平等推進員高岡連絡会ミニ地区懇談会での開催	継続
	(2) DV予防啓発活動 ・ DVやセクシュアル・ハラスメントの防止について、チラシ、パンフレット及び情報誌による啓発を行います。 「女性に対する暴力をなくす運動」の中でパープルリボン運動、関連広報物の配布や展示などを行います。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）における予防啓発チラシ及びポスターの配布 ・ 公共施設等に配布し掲示 ○ 女性に対する暴力をなくす運動期間（R3. 11. 12～25）の取り組み ・ 展示等 ・ パネル展示、市営高岡中央駐車場デジタルサイネージに掲載 ・ 市ホームページに掲載 ・ 予防啓発リーフレット等の配布 ・ 市内全高校1年生、中学1年生へデートDV予防啓発リーフレット「デートDVを知っていますか」の配布 ・ 市内全小学6年生に暴力予防啓発リーフレット「わたしも大切あなたも大切～I am OK. You are OK.～」の配布	DVの特徴や影響など正しい理解を深めるため、女性に対する暴力をなくす運動期間に小学6年生に暴力予防啓発リーフレット、中・高校1年生にデートDV予防啓発リーフレットを配布した。今後、SNSや市ホームページ、情報誌等の媒体を活用し、幅広い年齢層を対象に意識啓発を実施する。	○ 「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）における予防啓発チラシ及びポスターの配布 ○ 女性に対する暴力をなくす運動期間における取り組み	継続

今後の取り組み 2 若い世代への啓発★

取組内容		担当部署	令和3年度取り組み ※〔 〕はR2数値	評価・課題	令和4年度取り組み予定（基本計画（第3次）初年度	取組状況
◆ 若い世代への啓発	(1) 若い世代のデートDV等予防啓発プログラムの改良・更新 ・ よりわかりやすく、伝わりやすいプログラムにするため、改良・更新に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 若い世代へのDV予防・啓発プログラムの改良 ・ 令和3年度は継続してプログラムを使用	令和3年度に実施した講座の、生徒に行ったアンケート結果では「わかりやすい」など良い評価があった。随時、内容の見直しを行っていく。	○ 効率的な実施方法や体制の研究及びプログラム内容の改良・更新	継続
	(2) 学校等における教育・啓発 ・ デートDV防止や将来のDV防止のためには、若い世代がお互いを尊重し、よりよい人間関係を作っていくための知識を身につけ、暴力は絶対に許されないという意識を浸透させる機会を提供することが有用であることから、中学校への「デートDV等予防啓発講座」を実施します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 学校教育課	○ 若い世代へのデートDV等予防啓発の実施 ・ 中学校1年生を対象とした出前講座の実施 「いい関係をつくろう ～アイ（わたし）メッセージを伝えよう～」 3校で実施（志貴野、伏木、国吉） ・ 予防啓発リーフレット等の配布 ・ 市内全高校1年生、中学1年生へデートDV予防啓発リーフレット「デートDVを知っていますか」の配布（再掲） ・ 市内全小学6年生に暴力予防啓発リーフレット「わたしも大切あなたも大切～I am OK. You are OK.～」の配布（再掲） ○ 「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）における予防啓発チラシ及びポスターの配布（再掲）	講座実施後、生徒や先生から、「よく理解することができた」「今後も授業を継続したい」などの感想をいただき、意識の高まりが感じられた。継続して出前講座を実施するとともに、より多くの児童生徒に対し啓発活動が行えるよう実施校を増やすなど検討する必要がある。	○ 若い世代へのデートDV等予防啓発の実施 ・ 中学校1年生を対象とした出前講座の実施（高陵、戸出、高岡西部）（実施済） ○ 「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）における予防啓発チラシ及びポスターの配布（再掲）	継続
	(3) 高校生への「デートDV予防啓発リーフレット」の配布 ・ デートDV防止に関するチラシ、リーフレットによる啓発を行う中でアンケート調査を行い、高校生の意識の把握に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 予防啓発リーフレットの配布 ・ 市内全高校1年生にデートDV予防啓発リーフレット「デートDVを知っていますか？」を配布（再掲）	生徒の理解を深めるため、リーフレットの内容の見直しを随時行っていく。	○ 予防啓発リーフレットの見直し・配布	継続
	(4) 教育・保育関係者への啓発 ・ 若い世代を指導する立場の教育・保育関係者に対し、デートDVや暴力に頼らない問題解決について啓発します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 学校教育課 子ども・子育て課	○ 教育・保育関係者に対するデートDV予防啓発講座の周知 ・ デートDV予防啓発講座に関するチラシの配布 ・ 高岡市校長会、高岡地区高等学校長会で依頼 ・ 高岡市要保護児童対策地域協議会研修会及び各公私立保育園に依頼	校長会や研修会を通じて教育・保育関係者に対するデートDV予防啓発講座に関するチラシの配布を依頼した。 児童生徒へは、デートDVに関する知識が徐々に広まりつつある。継続的に予防啓発を推進していく必要がある。 引き続き、関係機関への周知に努める。	○ 教育・保育関係者に対するデートDV予防啓発講座の周知 ・ デートDV予防啓発講座に関するチラシの配布 ・ 高岡市校長会、高岡地区高等学校長会で依頼 ・ 高岡市要保護児童対策地域協議会研修会及び各公私立保育園に依頼	継続

高岡市DV対策基本計画の取組について

基本目標Ⅱ 身近で安心して相談できる体制の整備

今後の取り組み3 配偶者暴力相談支援センター機能の充実

取組内容		担当部署	令和3年度取り組み ※〔 〕はR2数値	評価・課題	令和4年度取り組み予定（基本計画（第3次）初年度	取組状況
◆ 配偶者暴力相談支援センター機能の充実	○ 被害者に対し総合的に支援を行えるよう、幅広い分野にわたる関係機関との連携を強化し、「配偶者暴力相談支援センター」機能の充実を図ります。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 配偶者暴力相談支援センター機能の充実 ・電話相談・面接相談（専任相談員を3名配置） ・被害者支援のための情報提供、同行支援 ・関係機関等との連携強化 高岡市DV対策関係機関連絡会の開催（R3.6.4） 庁内DV対策関係課会議の開催（R3.4.27） 今後のDV被害者支援検討懇談会の開催（R3.11.17） ・女性弁護士による無料法律相談（毎月1回） ・保護・支援に関する各種証明書の発行	配偶者暴力相談支援センターでは、電話相談や面接相談、同行支援など行っている。男性の相談者は、現在のところ電話相談のみとなっているため、今後は、男性の相談者など多様な被害者に配慮した相談体制の検討や、新型コロナウイルス等により、面接相談が困難になるケースもあることから、メールやSNSを活用した相談の実施について、調査、情報収集を行う必要がある。また、関係機関等との会議を開催し、被害者支援についての検討や情報交換を行うことで、関係機関と緊密な連携を図ることができた。	○ 配偶者暴力相談支援センター機能の充実 ・電話相談・面接相談（専任相談員を常時3名配置） ・被害者支援のための情報提供、同行支援 ・関係機関等との連携強化 高岡市DV対策関係機関連絡会の開催 庁内DV対策関係課会議の開催 今後のDV被害者支援検討懇談会の開催 ・女性弁護士による無料法律相談（毎月1回） ・保護・支援に関する各種証明書の発行 ・男性や性的少数者など多様な被害者に配慮した相談体制の整備の検討 ・メールやSNSを活用した相談の実施について、調査、情報収集を行う	拡充

今後の取り組み4 相談体制の充実★

取組内容		担当部署	令和3年度取り組み ※〔 〕はR2数値	評価・課題	令和4年度取り組み予定（基本計画（第3次）初年度	取組状況
◆ 相談窓口の充実	(1) 男女平等推進センター相談室の周知 ・ オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）をより多くの公共施設や医療機関等に配置し相談室を周知します。 ・ 配偶者暴力相談支援センター機能を設置している男女平等推進センターは、身近で安心して相談できる窓口として認識されるよう、市のホームページなどを活用して周知します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 専任相談員による相談の実施 日時 月～水・金 9:30～16:30 木 14:00～20:00 ※ 関係機関への同行支援の実施 相談件数2,579件 うちDV相談件数1,889件(73.2%) 〔相談件数1,877件 うちDV相談件数1,134件(60.4%)〕 ○ 女性弁護士による法律相談の実施（毎月1回 原則第4金曜日） 相談件数47件 うちDV相談件数0件〔相談件数46件 うちDV相談件数0件〕 ○ オレンジ相談カードの公共施設等への配置による相談窓口の周知 市役所、市内医療機関、地域包括支援センター、各公私立保育園、商業施設（日本語、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語） ○ 相談室に関する記事を掲載 ・ 広報紙「市民と市政」 ・ 男女平等推進センターだより「ありーてめいと」 ・ 高岡市男女平等推進プラン情報誌「ありーて」 ・ ホームページ	令和2年度に比べ令和3年度の相談件数は増加しており、相談に占めるDVに関する相談の割合も増加している。 オレンジ相談カードの設置場所に市内のスーパーを追加した。引き続き、設置場所の拡大や情報誌やSNS等を活用し、周知の強化を図る必要がある。	○ 専任相談員による相談の実施 女性弁護士による法律相談の実施（毎月1回 原則第4金曜日） オレンジ相談カードの公共施設等への配置による相談窓口の周知	継続
	(2) DV対策関係課での相談の実施 ・ 相談者のそれぞれの事情に対応できるよう、利用しやすい相談窓口の環境づくりに取り組み、DVの早期発見に努めます。	納税課 市民生活課 多文化共生室 市民課 社会福祉課 福祉連携推進室 子ども・子育て課 高齢介護課 保険年金課 健康増進課 建築政策課	○ DV相談の実施 ・ 件数： 0件〔0件〕 ・ 件数： 0件〔1件〕 ・ 件数： 0件〔0件〕 ・ 件数： 43件〔40件〕 ・ 件数： 0件〔10件〕 ・ 件数： 1件〔－〕 ・ 件数： 8件〔5件〕 ・ 件数： 24件〔31件〕 ・ 件数： 5件〔0件〕 ・ 件数： 6件〔8件〕 ・ 件数： 4件〔1件〕	— — 対応方法の整理と各相談員への周知が必要。 年々支援措置対象者が増えており、それに伴い業務量が増加している。 — DVのケースについては、対象者の命を守るということが最優先になるが、それ以外にも様々な課題があることから連携を図り、対応する必要がある。 1人1人状況に応じた支援が必要であり、今後もケースに寄り添った支援に努めてまいりたい 長年の夫婦関係が背景にある事例が多い。24件のうち、介護認定を受けている事例が14件と半数を超えている。 関係課と連携して対応できたが、対応するスペースなど限られることが課題。 前年度と同様の相談件数。継続支援が必要となるケースが多く、関係機関との連携も必要である。 DVによる保護命令や、一時保護されていた証明書等がなければ入居要件を緩和することができない。	○ DV相談の実施 外国人のための生活相談コーナーにおけるDV関連相談の対応 DVに関する相談を受けた場合は速やかに関係機関に連絡する体制をとる。 必要に応じ、庁内関係部署や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等と連携を図りながら対応していく。	継続

高岡市DV対策基本計画の取組について

取組内容		担当部署	令和３年度取り組み ※〔 〕はR2数値	評価・課題	令和４年度取り組み予定（基本計画（第３次）初年度	取組状況
◆ 相談窓口の充実	(2)	DＶ対策関係課での相談の実施	市民病院	・件数：１件〔0件〕	入院患者から相談を受けても、ご本人が退院を希望された場合退院となってしまうため、関係機関と話し合いをする時間がない。	継続
		・相談者のそれぞれの事情に対応できるよう、利用しやすい相談窓口の環境づくりに取り組み、ＤＶの早期発見に努めます。		・件数：３件〔3件〕	児相等の外部機関と連携が必要な事案が増加している。	
	(3)	DＶ対策関係課との連携強化	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課	○ DＶ被害者相談共通シート及び手続きチェックシートの活用	庁内DＶ対策関係課会議を開催し、DＶ被害者対応マニュアル、相談共通シート及び手続きチェックシートを活用した相談者の対応方法を確認した。	継続
		・被害者が何度もDＶ被害の事情等を説明する負担を軽減するため、関係課共通の「相談共通シート」や、被害者支援を円滑に行うために「手続きチェックシート」を活用します。		・関係課と相談内容を共有し、被害者の負担軽減		
		・被害者に支援内容と相談窓口の情報提供		・手続きチェックシートの見直し・改訂		継続
		・また、改正点や変更点がないか定期的に見直しを行います。		○ DＶ被害者対応マニュアルの活用		
		「DＶ対応マニュアル」に基づき、DＶ被害者のへの迅速かつ適切な対応を図ります。				

今後の取り組み５ 職務関係者等の能力向上への取り組みの強化

取組内容		担当部署	令和３年度取り組み ※〔 〕はR2数値	評価・課題	令和４年度取り組み予定（基本計画（第３次）初年度	取組状況
◆ 研修の強化	(1)	相談員等への研修の実施	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課	○ 相談員の研修会等への参加	○ 相談員の研修会等への参加	継続
		・研修や講座を受講する機会を確保し、相談員等の資質向上に努めます。		＜研修＞		
		・被害者からの深刻な相談を数多く受ける相談員等のバーンアウト（燃え尽き）状態や代理受傷を防止するため、メンタルヘル스에配慮します。		・性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（内閣府）		継続
		・困難事例等について、専門的立場からの助言や指導を受けるスーパービジョン（監督学習）を実施します。		・富山県DＶ被害者支援セミナー（県女性活躍推進課）（R3. 12. 23）		
				・スーパービジョン（R4. 3. 9）		継続
				＜会議＞		
				・人身安全関連事案に対応する意見交換会（書面開催）		継続
				・高岡市要保護児童対策地域協議会「実務者会議」（市子ども・子育て課）（R3. 8. 2）		
				・女性相談員等連絡会議（県女性相談センター）（R3. 11. 30）		継続
				・北陸三県婦人相談所関係職員連絡会（書面開催）（県女性相談センター）		
	(2)	職員研修の充実	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 関係課職員の研修会等への参加	○ 関係課職員の研修会等への参加	継続
		・窓口担当以外の市職員へもDＶに対する正しい理解を深める研修等を実施し、適切な対応をするための資質向上と育成に努めます。		・富山県DＶ被害者支援セミナー（県女性活躍推進課） ２回 延べ11人参加		
			人事課	○ 市職員研修において、DＶをテーマとしたカリキュラムを実施	○ 市職員研修において、DＶをテーマとしたカリキュラムを実施	継続
				新規採用者研修 受講者49人〔67人〕		
				新任主任研修 受講者36人〔26人〕		

今後の取り組み６ 早期発見のための関係者への周知

取組内容		担当部署	令和３年度取り組み ※〔 〕はR2数値	評価・課題	令和４年度取り組み予定（基本計画（第３次）初年度	取組状況
◆ 通報や相談窓口の周知	○	被害者の早期発見に努め、被害者に対し適切な支援情報を提供することや、二次的被害を防止するため、富山県「DＶ被害者対応マニュアル」を活用しながら出前講座等を実施するなど、様々な機会を通じて、地域での支援者をはじめ関係者にDＶを見逃さないための周知を図ります。	○ 高岡市DＶ対策関係機関連絡会の開催（R3. 6. 4）（再掲）	高岡市DＶ対策関係機関連絡会を開催し、被害者支援についての検討や情報交換を行うことで、関係機関と緊密な連携を図ることができた。	○ 高岡市DＶ対策関係機関連絡会の開催（再掲）	継続
	(1)	地域支援者に対する周知	○ 民生委員・児童委員、人権擁護委員等地域支援者に対する周知	各校区の会長に対して周知を行うことができた。引き続き、民生委員・児童委員に対する早期発見のための理解・周知に取り組む。	○ 民生委員・児童委員、人権擁護委員等地域支援者に対する周知	継続
			・民生委員・児童委員会長連絡会で「とやまパープルリボキャンペーン」（啓発チラシ）及び「富山県DＶ対策基本計画」を配布（県作成）			
	(2)	医療関係者に対する周知	○ 高岡市DＶ対策関係機関連絡会の開催（R3. 6. 4）（再掲）	高岡市DＶ対策関係機関連絡会を開催し、医療機関と連携を図るとともに、被害者支援についての検討や情報交換を行った。	○ 高岡市DＶ対策関係機関連絡会の開催（再掲）	継続
			○ オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）の配布（再掲）		○ オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）の配布（再掲）	
	(3)	教育・保育関係者への周知	○ デートDＶ予防啓発講座に関するチラシの配布（再掲）	校長会や研修会を通じてデートDＶ予防啓発講座に関するチラシの配布を依頼した。	○ デートDＶ予防啓発講座に関するチラシの配布（再掲）	継続
		・子どもを通して、被害者を発見する機会のある教育・保育等の関係機関の職員や保護者に対し、DＶ、デートDＶに関する研修会・講演会への参加を働きかけます。	高岡市校長会、高岡地区高等学校長会で依頼 高岡市要保護児童対策地域協議会研修会及び各公私立保育園に依頼	関係機関への周知に努めてまいりたい。	高岡市校長会、高岡地区高等学校長会で依頼 高岡市要保護児童対策地域協議会研修会及び各公私立保育園に依頼	
				デートDＶ予防啓発講座に関するチラシを配布するとともに、デートDＶに関する授業（センター出前講座）を行った。		継続

高岡市DV対策基本計画の取組について

今後の取り組み 7 高齢者・障がい者・外国人等への支援の充実

取組内容		担当部署	令和3年度取り組み ※〔 〕はR2数値	評価・課題	令和4年度取り組み予定（基本計画（第3次）初年度	取組状況
◆ 高齢者・障がい者・外国人等への支援の充実	○ 高齢者、障がい者、外国人等のDV被害について、早期に発見できるよう、窓口の連携強化に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 高齢介護課 社会福祉課 多文化共生室	○ 市内の地域包括支援センターにオレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を配置	オレンジ相談カードの設置場所に市内のスーパーを追加し拡充した。引き続き、設置場所の拡充やSNS等を活用し、周知の強化を図る。	○ 市内の地域包括支援センターにオレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を配置	継続
	(1) 支援情報の提供 外国人の状況を考慮して、多言語オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を設置し、外国人へ相談窓口等の周知を図ります。		○ オレンジ相談カード（日本語、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語）を外国人のための生活相談コーナーに配置（再掲）	（多文化共生室） 外国人のための生活相談コーナーに多言語翻訳のオレンジ相談カードを配置した。必要に応じて対応言語を検討する。	○ 多言語オレンジ相談カード（日本語、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語）の配置	
	(2) 相談体制の充実 ・ 窓口職員のDVに関する理解を深め、被害者の発見・相談の充実に努めます。 ・ 被害者・支援者への相談窓口での情報提供に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 高齢介護課 社会福祉課 多文化共生室	○ 庁内DV対策関係課会議（R3.4.27）（再掲） ・ 各課の対応実態、二次被害防止の徹底について意見交換	庁内DV対策関係課会議を開催し、DV被害者対応マニュアル、相談共通シート及び手続きチェックシートを活用した相談者の対応方法を確認した。	○ 庁内DV対策関係課会議の開催（再掲） ○ DV対策関係課の職員研修への参加（再掲） ○ 被害者・支援者への相談窓口の情報提供	継続
	(3) 男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）からの相談対応 ・ 男性の相談について、相談内容によっては適切な相談機関を案内します。 ・ 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の相談に対応するための相談員の研修機会を確保し、被害者が安心して相談できるよう相談員の資質の向上に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 市民生活課	○ 男性の相談について、適切な相談機関の案内	男性からの電話相談は受けているが、面接相談の希望があった場合は他の相談機関を案内するなど適切な対応を行っている。今後は、男性や性的少数者の方等に配慮した相談体制の整備について検討する必要がある。	○ 男性の相談について、適切な相談機関の案内 ○ 男性や性的少数者の方に配慮した相談体制の整備の検討（再掲）	拡充

高岡市DV対策基本計画の取組について

基本目標Ⅲ 安全体制の充実

今後の取り組み8 緊急時の安全確保★

取組内容		担当部署	令和３年度取り組み ※〔 〕はR2数値	評価・課題	令和４年度取り組み予定（基本計画（第３次）初年度	取組状況
◆ 関係機関との連携による安全確保	(1) 緊急に必要な場合は、警察、富山県女性相談センター、児童相談所等関係機関と連携して一時保護につなげます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課	○ 県女性相談センターへの一時保護 ３件〔２件〕	緊急時には安全に被害者やその同伴者を一時保護に繋げることができた。引き続き、警察や児童相談所等の関係機関と連携し被害者の安全確保に努める。	○ 県女性相談センターへの一時保護	継続
	(2) 一時保護されるまでの間の緊急避難先の確保に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 緊急避難先の提供 １件〔０件〕	緊急避難先を提供し被害者の安全を確保することができた。引き続き、緊急避難場所の確保に努め、必要な場合は避難先を提供し、安全に一時保護につなげる。	○ 緊急避難場所の提供	継続
	(3) 被害者本人の状態や意向、同伴者の有無など様々な状態に対応するため、児童相談所等関係機関と連携し、被害者及び被害者が同伴する子どもの適切な保護と援助に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 高岡市DV対策関係機関連絡会の開催（R3.6.4）（再掲）	高岡市DV対策関係機関連絡会を開催し、被害者支援についての検討や情報交換を行うことで、関係機関と緊密な連携を図ることができた。	○ 高岡市DV対策関係機関連絡会の開催（再掲）	継続
		子ども・子育て課 学校教育課	○ 高岡市要保護児童対策地域協議会（個別ケース検討会議）※個別ケースに応じて、随時、児童相談所等の関係機関とケース会議を実施	（子ども・子育て課） 引き続き、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援に努めてまいりたい。 （学校教育課） 個別のケース会議に出席し、関係機関との連携を行った。	○ 高岡市要保護児童対策地域協議会（個別ケース検討会議）	継続
	(4) 被害者も支援者も安心して相談できるよう、警察等関係機関と連携して男女平等推進センターの安全確保に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 警察等関係機関との連携	被害者も支援者も男女平等推進センターで安心して相談できるよう警察等関係機関と連携している。引き続き、連携を図り、安全確保に努める。	○ 警察等関係機関との連携	継続
◆ 安全確保のための情報提供	保護命令について情報提供を行い、被害者が保護命令を申し立てる際は、円滑に手続きができるよう支援します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 保護命令申立手続きの支援 保護命令申立件数：２件〔１件〕 保護命令発令件数：２件〔１件〕	相談者からの申し出の際は、円滑に保護命令の手続きができるよう支援を行った。引き続き、保護命令について情報提供を行い、支援に努める。	○ 保護命令申立の手続きの支援	継続

今後の取り組み9 被害者等に関する情報保護

取組内容		担当部署	令和３年度取り組み ※〔 〕はR2数値	評価・課題	令和４年度取り組み予定（基本計画（第３次）初年度	取組状況
◆ 被害者等の情報管理の徹底	(1) 被害者保護のため、DVの支援措置に関する周知が必要であり、支援措置に係る各機関・各課において、被害者に関する情報の共有と情報管理を徹底します。	市民課	○ DV支援措置対象者の情報管理の徹底 ・DV支援措置対象者の情報管理の徹底	新規でも支援措置の申出があった場合は、当日中に関係課へ連絡し、迅速に情報共有を行った。	○ DV支援措置対象者の情報管理の徹底	継続
		納税課		—		
		社会福祉課		DV対策関係課会議で情報を共有した。	引き続き、DV対策関係課会議などで情報を共有し、関係機関と連携を取る。	
		子ども・子育て課		引き続き、DV対策関係課会議で情報交換し、情報管理の徹底を図ってまいりたい。	DV対策関係課会議で情報交換し、情報管理の徹底を図る。	
		高齢介護課		概ねできている。	引き続き、DV対策関係課会議で得た情報を共有し、情報管理の徹底を図っていく。	
		保険年金課		引き続き、情報の共有と情報管理の徹底を図る。		
		健康増進課		関係機関等から得た情報は支援時等で必要となるため、限られた関係者で情報共有し、情報管理を徹底する。	DV対策関係課会議で情報交換し、情報管理の徹底を図る。	
		学校教育課		DVが懸念される事案については、各学校より速やかに報告・連絡が行われている。関係機関との情報共有を進めるとともに、被害児童生徒等の保護の観点から、細心の注意を払って対応を行っていく。		
	(2) 支援者の安全確保のため、支援者に関する情報管理を徹底します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 窓口・電話対応時における個人情報の保護の徹底	支援者の個人情報の保護を徹底して行った。	○ 窓口・電話対応時における個人情報の保護の徹底	継続

高岡市DV対策基本計画の取組について

基本目標Ⅳ 被害者の自立を支援する体制の強化

今後の取り組み10 被害者に対する適切な情報提供及び支援の充実★

取組内容		担当部署	令和3年度取り組み ※〔 〕はR2数値	評価・課題	令和4年度取り組み予定（基本計画（第3次）初年度	取組状況
◆ 関係課の連携強化による適切な支援	(1) 自立支援策を総合的に支援 ・ 庁内DV対策関係課会議の開催 ・ ケース会議への参加	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課	○ 庁内DV対策関係課会議（R3.4.27）（再掲） ○ ケース会議への参加 個別ケースに応じて関係機関と連携して対応するため、随時児童相談所や学校等によるケース会議を実施	相談者へ迅速・適切な対応を行うため、庁内DV対策関係課会議を開催し、情報共有・連携強化を図った。	○ 庁内DV対策関係課会議（再掲） ○ ケース会議への参加	継続
	(2) 相談共通シート及び手続きチェックシート、「DV対応マニュアル」の活用	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課	○ DV被害者相談共通シート及び手続きチェックシートの活用（再掲） ○ DV被害者対応マニュアルの活用（再掲）	庁内DV対策関係課会議を開催し、DV被害者対応マニュアル、相談共通シート及び手続きチェックシートを活用した相談者の対応方法を確認した。	○ DV被害者相談共通シート及び手続きチェックシートの活用（再掲） ○ DV被害者対応マニュアルの活用（再掲）	継続

今後の取り組み11 生活再建に向けた支援

取組内容		担当部署	令和3年度取り組み ※〔 〕はR2数値	評価・課題	令和4年度取り組み予定（基本計画（第3次）初年度	取組状況
◆ 住宅の支援	○ 被害者の市営住宅入居申込時に、単身での入居許可や空き住居がない場合の待機順番の繰上げといった、入居要件に関する法的緩和措置を実施します。	建築政策課	○ 高岡市営住宅へのDV被害者の入居への配慮 入居件数 4件〔1件〕 （うち 単身での入居許可 0件〔1件〕） （うち 待機順番の繰上げ入居 0件〔0件〕）	DVによる保護命令や、一時保護されていた証明書、男女平等推進センターが発行する確認書等により入居要件を緩和しており、引き続き、被害者の安全な住居の確保に向けて支援に努める。	○ 高岡市営住宅へのDV被害者の入居への配慮	継続
◆ 生活の支援	(1) 被害者の個々の状況に応じ、必要な経済的支援などの制度内容や手続きをわかりやすく説明します。被害者の自立に向けて切れ目のない支援ができるよう、関係機関の連携を図ります。また、継続してサービスが利用できるよう、被害者の状況・事情に配慮し、不都合・不利益を被ることがないように対応します。	社会福祉課 子ども・子育て課 保険年金課 関係各課	○ 被害者の個々の状況に応じた適切な支援の実施 ・生活保護、障がい者支援等 ・児童扶養手当、児童手当、母子・父子福祉、保育所入所等 ・国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金 ※手続きには、男女平等推進センター相談員が同行する場合もある	（社会福祉課） 生活保護、障がい者等のための福祉ガイドを配布し、分かりやすい制度説明に努めている。 （子ども・子育て課） 引き続き、関係機関と連携を取りながら、個々の状況に応じた支援を実施してまいりたい。 （保険年金課） 市外からのDV避難者の場合、必要な書類などもあり通常より時間を要するが、速やかに対応するよう心がけている。 必要に応じて男女平等推進センター相談員が同行し、切れ目のない支援を行っている。	○ 被害者の個々の状況に応じた適切な支援の実施	継続
	(2) 民間支援団体による生活支援の情報提供	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 高岡DV被害者自立支援基金パサパによる生活支援 ・生活資金の貸付及び提供 貸付8件〔13件〕、提供3件〔6件〕 ・生活物資の提供 37件〔31件〕（家電用品、家財道具、衣類など）	民間支援団体と連携しDV被害者に対し生活物資等を提供し、生活再建の支援を行った。引き続き連携を図りながら被害者支援に取り組む必要がある。	○ 高岡DV被害者自立支援基金パサパによる生活支援	継続
◆ 就業支援	○ 被害者の状況に応じて、ハローワークなどにおける就業支援等についての情報提供と助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、被害者の就業に向けた支援に努めます。 (1) 就業に関する情報提供	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 専任相談員による情報提供・支援 ・相談員が関係機関への連絡や被害者に同行	引き続き、相談員による情報提供・支援を実施し、被害者の就業への支援に努める。	○ 専任相談員による情報提供・支援	継続
	(2) 母子家庭自立支援給付金の活用による支援	子ども・子育て課	○ 母子家庭等自立支援給付金等の活用による支援 10件〔12件〕 （高等職業訓練7件〔6件〕、自立支援教育訓練3件〔4件〕、高卒認定0件〔0件〕）	対象講座の受講や養成機関での修業が必要であり、本人の意欲がないと給付に結びつかないところがある。	○ 母子家庭等自立支援給付金等の活用による支援	継続
	(3) 就業確保のための同伴児の一時預かり事業の充実	子ども・子育て課	○ 保育園等での一時預かりの実施 公立2か所 私立26か所	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、感染対策を実施しつつ、一時預かりを受け入れていくことが必要である。	○ 保育園等での一時預かりの実施	継続

高岡市DV対策基本計画の取組について

今後の取り組み12 子どもに対する支援

取組内容		担当部署	令和３年度取り組み ※〔 〕はR2数値	評価・課題	令和４年度取り組み予定（基本計画（第３次）初年度	取組状況
◆ 子どもの安全保護と心のケア	(1) 保育、就学等に関する支援 ・ 被害者は、経済的基盤が弱い家庭が多いため、幼児が安心して保育を受けることができるように、また、子どもが安心して教育を受けることができるように経済的支援についての相談に適切に対応していきます。 児童・生徒及び被害者の安全確保のため、就学手続きに関しては、関係機関と連携を密にして情報交換を行う等、被害者の相談に適切に対応していきます。	子ども・子育て課	○ 保育、就学等に関する支援の実施 ・ 児童関連DV相談数 ８件	引き続き、関係機関と連携を取りながら、支援に努めてまいりたい。	○ 保育、就学等に関する支援の実施	継続
		学校教育課	○ 保育、就学等に関する支援の実施 ・ 児童関連DV相談数 ３件 ・ DVによる区域外就学(協議) ０件〔０件〕 （許可）０件〔０件〕 DV被害者の安全確保のため、関係書類のやりとりについては 教育委員会で行い、在籍校に転出先や転学先等の情報が漏れないよう配慮	学校から、連絡・相談があった場合には、速やかに子ども・子育て課等と連絡を取り、連携を図った。今後、他の自治体や学校設置者との連携を図った事案が生じることも考えられ、その際の対応についても想定しておく必要がある。	○ 保育、就学等に関する支援の実施	継続
	(2) 子どもの心のケア ・ DVのある家庭で育った子どもは、情緒面や行動面で問題を抱えていたり、悩みを誰にも相談できずに一人で抱え込んでいたりすることもあるため、児童相談所・学校・幼稚園・保育所・医療機関など関係機関との連携を密にし、心のケアに努めます。	子ども・子育て課 学校教育課	○ 子どもの心のケアの実施 相談員が子どもの心に寄り添いながら、児童相談所や教育センター等と連携し、心のケアを実施	（子ども・子育て課） 引き続き、関係機関と連携を取りながら、心のケアについて支援してまいりたい。 （学校教育課） 担任を中心に、SCやSSWと連携しながら心のケアに努めることができた。支援が必要な場合は、児相等と連携し、ケース会議を行った。	○ 子どもの心のケアの実施	継続

今後の取り組み13 心身の健康回復に向けた支援

取組内容		担当部署	令和３年度取り組み ※〔 〕はR2数値	評価・課題	令和４年度取り組み予定（基本計画（第３次）初年度	取組状況
◆ 被害者の心身のケア	(1) 医療関係への同行支援	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 緊急を要する場合や被害が深刻な場合など、相談員が医療機関まで同行する。	緊急を要する場合に医療機関まで同行し被害者を支援した。	○ 医療関係への同行支援	継続
	(2) 被害者への個別カウンセリング	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 専任相談員による相談の実施	常に相談者の立場に立ち、DV被害者に寄り添いながらカウンセリングを行っている。	○ 専任相談員による相談の実施	継続
	(3) 心の回復に向けた講座	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 心の健康回復に向けた講座 ・ 話しスペース「ぼこ あ ぼこ」開催 （毎月第４金曜日午後７時） 女性ならだれでも参加でき、自由に話し合いができる場	DV被害者の心の回復に向けた支援としてDVやセルフケア等について講座を行った。引き続き講座を実施し、DV被害者が心身の健康を取り戻す支援を行っていく。	○ 心の健康回復に向けた講座	継続
	(4) 自助グループの活動支援	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 高岡DV被害者自立支援基金バサパによる自助グループ活動の支援（月１回）	DV被害者同士が集まり、体験や感情を共有する場をつくり、被害者の心の回復を援助した。継続して自助グループの活動を支援し、連携した被害者支援を行っていく。	○ 自助グループの活動支援	継続
	(5) 心の健康相談	社会福祉課 健康増進課	○ 心の健康相談の実施 （社会福祉課） 臨床心理士による相談の実施 延べ7件 保健師による相談の実施 延べ104件 （うちDV関係0件） （健康増進課） 臨床心理士による相談の実施 延べ6件 保健師による相談の実施 延べ37件 （うちDV関係0件）	（健康増進課） 心と体の不調を感じている人の相談に応じている。 保健師による相談は随時、公認心理師による相談は年に6回開催している。	○ 心の健康相談の実施	継続

高岡市DV対策基本計画の取組について

基本目標Ⅴ 暴力を許さない高岡ネットワーク

今後の取り組み14 計画の推進・関係機関の連携協力体制の強化

取組内容		担当部署	令和３年度取り組み ※〔 〕はR2数値	評価・課題	令和４年度取り組み予定（基本計画（第３次）初年度	取組状況
◆ 計画の推進	(1) 高岡市男女平等推進市民委員会の開催	男女平等・共同参画課	○ 高岡市男女平等推進市民委員会の開催（R3. 6. 3、R3. 12. 2、R4. 2. 10（書面開催）） 内 容 男女平等推進プラン及びDV対策基本計画に関する審議 委 員 有識者、地域団体、公募 ・ DV対策基本計画策定部会の開催（R3. 11. 12、R4. 2. 1）	市民委員会を開催しDV防止をはじめとした男女平等参画の推進に係る状況等について審議した。これまでの取り組み状況等を踏まえ、策定部会を開催し、第３次計画を策定した。第３次計画に基づき施策に取り組む。	○ 高岡市男女平等推進市民委員会の開催（令和４年９月開催予定）	継続
	(2) 計画の進行管理を行い、毎年度、進捗状況をホームページ等での公表	男女平等・共同参画課	○ 計画の進行管理及びホームページでの取組状況の公表	計画の進捗状況をホームページで公表し、周知した。	○ 計画の進行管理及びホームページでの取り組み状況の公表	継続
◆ 関係機関の連携強化	(1) 高岡市DV対策関係機関連絡会の設置、会議 ・ 開催 関係機関の緊密な連携を図るとともに、被害者支援についての検討や情報交換などを行います。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 高岡市DV対策関係機関連絡会の開催（R3. 6. 4）（再掲） 内 容 市及び関係機関におけるDV対策の現状と課題についての情報共有 構 成 県（警察署、女性相談センター等）、民生委員児童委員協議会、人権擁護委員協議会、医師会、民間支援団体、市 ○ 市内DV対策関係課会議の開催（R3. 4. 27）（再掲） 内 容 DV担当職員の正しい理解促進のための講義、各関係課におけるDV対策の現状と課題についての報告、意見交換	高岡市DV対策関係機関連絡会や市内DV対策関係課会議を開催し、緊密な連携を図るとともに、被害者支援についての検討や情報交換を行った。引き続き、相互に協力しながら連携を図る。	○ 高岡市DV対策関係機関連絡会の開催（再掲） ○ 市内DV対策関係課会議の開催（再掲）	継続
	(2) 県との役割分担・相互協力 ・ 県と連携しながら、広報・啓発活動や被害者支援に努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課	○ 県DV対策連絡協議会への出席（R4. 2. 17） ○ 富山県女性相談センターとの連携による被害者支援（一時保護等の対応） 一時保護件数 ３件〔２件〕 ○ 女性に対する暴力をなくす運動の参画 「とやまパープルリボンキャンペーン2021」啓発活動参加	一時保護等の対応など、富山県女性相談センターと連携して被害者支援を行った。	○ 県DV対策連絡協議会への出席 ○ 富山県女性相談センターとの連携による被害者支援 ○ 女性に対する暴力をなくす運動の参画	継続
	(3) 高岡市男女平等推進市内連絡会議（DV対策関係幹事会）の充実 関係課が相互に連携し、相談体制の強化や被害者支援の情報交換、また職員の研修などに取り組みます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課	○ 高岡市男女平等推進市内連絡会議の開催（R3. 5. 28、R3. 11. 22、R4. 2. 18） 内 容 男女平等推進プラン及びDV対策基本計画の取り組み状況について報告 委 員 市長、副市長、教育長、各部局長等 ○ 市内DV対策関係課会議の開催（R3. 4. 27）（再掲）	高岡市男女平等推進市内連絡会議を開催し、相談体制や被害者支援等に関する取り組み状況について協議・報告を行った。	○ 高岡市男女平等推進市内連絡会議の開催 ○ 市内DV対策関係課会議の開催（再掲）	継続
	(4) 近隣自治体との連携 ・ 近隣自治体のDV担当者や相談の傾向や対応、支援内容等を情報共有し、市外からの相談に対する円滑な支援のために広域連携を図ります。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 市外からの相談に対する円滑な支援のための近隣自治体との連携	近隣自治体と連携し、市外からの相談に適切に対応している。	○ 市外からの相談に対する円滑な支援のための近隣自治体との連携	継続
	(5) 加害者対策のための連携 ・ 加害者に関する国・県・市町村・民間団体の調査・研究の動向を把握します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ DV加害者更生プログラムなどのDV加害者対策についての国・県・民間団体の動向把握	DV加害者対応について、国・県・他市町村・民間支援団体等の動向を注視していく。	○ DV加害者更生プログラムなどのDV加害者対策についての国・県・民間団体の動向把握	継続

今後の取り組み15 民間支援団体との連携強化、支援★

取組内容		担当部署	令和３年度取り組み ※〔 〕はR2数値	評価・課題	令和４年度取り組み予定（基本計画（第３次）初年度	取組状況
◆ 民間支援団体との連携強化	○ 被害者支援を目的として活動する民間支援団体との連携により実施するように努めます。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 民間支援団体との連携	民間支援団体と連携しDV被害者に対し生活物資等を提供することができた。引き続き連携を図り、DV被害者の多様な状況に応じた支援を推進していく必要がある。	○ 民間支援団体との連携 ○ 必要な物資の情報発信の強化 ○ シェルター等を運営する民間支援団体との連携について検討	拡充
◆ 民間支援団体への支援	(1) 民間支援団体が主催するDVに関する講演会や学習会等イベントに対し、後援や広報協力など活動を支援します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 後援や共催の実施、チラシの設置やSNSでの広報活動への協力	民間支援団体の活動を支援する取り組みを行っていく。	○ 学習会やイベント広報の協力など活動の支援	継続
	(2) 民間支援団体による自助グループが継続して活動できるように支援するほか、団体のニーズを調査しながら、支援の内容を検討します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター	○ 自助グループ活動への協力、支援 高岡DV被害者自立支援基金バサバへの協力	民間支援団体のニーズを調査しながら支援の内容を検討する必要がある。	○ 自助グループ活動への協力、支援	継続

今後の取り組み16 苦情に対する適切な対応

取組内容		担当部署	令和３年度取り組み ※〔 〕はR2数値	評価・課題	令和４年度取り組み予定（基本計画（第３次）初年度	取組状況
◆ 苦情に対する適切な対応	○ 被害者から苦情があった場合は、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、関係各課と共有します。	男女平等・共同参画課 男女平等推進センター 関係各課	○ 高岡市男女平等問題処理委員会の設置（高岡市男女平等推進条例） 処理件数 ０件〔０件〕	令和３年度は苦情の申し出はなかったが、申し出があった場合は、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、関係各課と共有する	○ 苦情に対する適切な取り組み	継続